



島根県報

平成21年3月24日（火）

号外第37号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

補助金等交付規則の一部を改正する規則

（財 政 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇補助金等交付規則の一部を改正する規則（規則第13号）

1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金及び交付金の範囲を改正することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成21年 4 月 1 日から施行することとした。

規**則**

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第13号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中第 8 号を削り、第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

3 自然環境整備交付金

別表第 9 号を次のように改める。

9 国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金

別表第13号を次のように改める。

13 国民健康保険保険基盤安定負担金

別表第15号を次のように改める。

15 後期高齢者医療保険基盤安定負担金

別表中第48号を第49号とし、第47号を第48号とし、第46号の次に次の 1 号を加える。

47 子ども読書活動推進事業交付金

附 則

1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の前日に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第 8 号、第 9 号、第13号及び第15号に掲げる負担金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。